

栃木県立高等学校 1人1台端末購入支援金 FAQ

No	質問	回答
1	栃木県立高等学校へ入学する場合、全員対象になりますか。	生活保護受給世帯・非課税世帯、準非課税世帯、家計急変世帯が対象となります。
2	私立高校の入学者は支援金の対象ですか。	私立高校は対象外です。
3	県外から栃木県立高等学校への入学者は支援金の対象ですか。	生活保護受給世帯・非課税世帯、準非課税世帯、家計急変世帯に該当すれば、県外から入学する場合も対象となります。
4	特別支援学校の高等部に進学するのですが、支援金の対象ですか。	特別支援学校就学奨励費の対象のため、本支援金は対象外となります。
5	世帯年収が〇〇万円なのですが対象になりますか。	対象者かどうかは世帯年収ではなく所得＝課税対象額（年収－控除）で判断します。住民税決定通知書や課税証明書等により対象かどうかを判断してください。
6	事前申請と事後申請の違いは何ですか。	県が用意するECサイトから端末を購入する場合、事前申請を行うことで、予め支援金を引いた金額で購入することが可能です。例えば、 【補助率10/10の場合】65,000円の端末を0円で購入可能です。 事後申請の場合、いったん購入金額を負担していただいた後に、領収書等の書類の確認を行い、対象者であることが確認できた場合は、支援金を口座振込で支給します。
7	支援金を申請したらいつもらえますか。	事前申請の場合、14日以内に審査結果を連絡します。事後申請の場合、最低でも3ヶ月は支給に時間をいただきます。
8	支援金の対象者ですが、県が用意するECサイト以外から端末を購入しても大丈夫ですか。	問題ありません。ただし、この場合、支援金は事後申請のみとなります。
9	端末本体と一緒にバッグ等の付属品も買いたいのですが、付属品も対象経費に含めてよいですか。	付属品は原則対象外です。ただし、キーボードが端末本体に付属していない場合、別売りのキーボードは対象です。
10	端末本体とバッグ等の付属品のセットを買ったのですが、金額内訳が示されていないため、端末本体のみの金額がわかりません。	セット内容の金額内訳が販売事業者により示されていない場合は、例外的に、セット全ての金額を対象経費とみなします。
11	支払時に割引券（クーポン）を使ったのですが、端末金額から差し引く必要はありますか。	端末金額から割引分を差し引いてください。なお、ポイント、株主優待券、商品券は決済手段とみなしますので、差し引かなくて結構です。
12	端末本体と一緒にバッグ等の付属品も買い、支払時に〇〇円割引券を使いました。端末金額からどう差し引けばよいですか。	合理的な方法で割引分を按分してください（例えば、端末本体と付属品の金額が9：1であれば、割引も9：1で按分）。
13	中古品を購入する場合でも、対象になりますか。	リサイクルショップ等で購入する場合は対象になりますが、フリマアプリやオークション等個人間売買は対象外とします。 在学中使い続けることを考えると、中古品の購入は推奨しません。
14	65,000円以上の端末を購入する場合、支援金額はどうなりますか。	65,000円の端末を購入したとみなして、支援金額を算定します。 なお、支援金額よりも安い端末を購入した場合、差額の支給はありません。

15	59,800円の端末を購入しました。補助率10/10、2/3それぞれの支援金額はいくらになりますか。	それぞれ以下になります。 【補助率10/10の場合】 $59,800円 \times 10/10 = 59,800円$ （差額の支給はなし） 【補助率2/3の場合】 $59,800円 \times 2/3 = 39,866.666\cdots円 \Rightarrow 39,866円$
16	いつの時点の課税情報で判定されるのですか。	手続時点で取得できる直近の課税情報で判定します。例えば、令和8年4月の申請であれば、（令和6年分所得に基づく）令和7年度課税情報が直近となります。 令和8年6月の申請であれば、（令和7年分所得に基づく）令和8年度課税情報が直近となります。
17	支援金の申請期限はいつですか。	入学年度の6月末までに申請してください。
18	オンライン申請のやり方が分からないので、紙申請は可能ですか。	紙申請も可能ですが、事務負担軽減のためにオンライン申請に協力をお願いいたします。 また、紙申請の場合、申請書の準備や印刷代、郵送代等は申請者負担でお願いします。
19	事後申請を行いたいのですが、領収書やレシートをなくしてしまいました。申請は可能ですか。	領収書等がないと、購入金額の確認ができないため、申請は不可能です。
20	支援金なしで協定事業者から購入したのですが、後から支援金の対象であることが判明しました。申請は可能ですか。	協定事業者以外から購入した場合と同様の方法で、事後申請が可能です。
21	学校が推奨するスペック（OS、メモリ、ストレージ等）を満たさない端末を購入した場合でも、支援金の対象となりますか。	最低スペック基準を満たす端末を購入した場合のみ支援金の対象となります。
22	インターネットショッピング等で購入した場合、注文完了画面のスクリーンショットを領収書の代わりとすることはできますか。	注文完了画面やメールの本文のみでは、支払の事実を確認できないため認められません。必ず販売事業者が発行する「領収書」または「納品書（金額記載があるもの）」をPDF等でダウンロードし、添付してください。なお、書類には「購入者氏名（保護者または生徒本人）」「購入日」「商品名（型番等）」「購入金額」「販売店名」の5項目が明記されている必要があります。
23	「家計急変世帯」とは、どのような状況を指しますか。また、どのような証明書類が必要ですか。	申請時点において、保護者等の失業、倒産、病気、災害等、やむを得ない事由により家計が急変し、保護者全員の推計年収額が非課税世帯等と同等の水準まで減少した世帯を指します。申請の際は、理由を証明する公的書類（離職票、罹災証明書等）に加え、急変後の収入状況を確認できる書類（直近3ヶ月分の給与明細書の写し等）の提出を求める場合があります。
24	生活保護受給世帯ですが、本支援金を受給することで生活保護費の支給額に影響（収入認定）はありますか。	本支援金は、高校生が学習に使用する端末の購入に充てるための実費支援であるため、原則として生活保護法上の「収入」としては認定されません。ただし、手続きにあたっては、必ず事前にお住まいの地域の福祉事務所（ケースワーカー）へ、本支援金を申請する旨を報告し、指示に従ってください。

25	クレジットカードの分割払いやショッピングローンを利用して購入した場合、支援金の算定はどうなりますか。	分割払いやローンの場合であっても、端末の総額（利息・手数料を除く）を対象経費として算定します。ただし、事後申請の場合は「契約成立を確認できる書類」および「総額が明記された書類」の提出が必要です。なお、月々の支払額ではなく、一括購入時と同様に上限額（65,000円）の範囲内で支援金額を決定します。
26	保護者や生徒本人以外の親族（祖父母等）が代金を立て替えて購入し、領収書の宛名がその親族になっている場合でも申請できますか。	領収書の宛名は「保護者」または「生徒本人」である必要があります。
27	以前から所有していた旧端末を下取りに出し、その下取り代金を購入費用に充てた場合はどうなりますか。	下取り代金による補填は「ポイント利用」等と同様、決済手段の一部とみなします。そのため、下取り額を差し引く前の「端末販売価格（税込）」を対象経費として算定します。ただし、領収書や納品書において「販売価格」と「下取り額」の内訳が明確に記載されている必要があります。
28	双子など、同一世帯で対象となる生徒が複数名いる場合、申請手続きや提出書類はどのようになりますか。	対象生徒ごとに個別の申請が必要です。「住民税決定通知書」や「課税証明書」など、世帯で共通する所得判定用書類については、1部（原本または写し1セット）の提出で差し支えありません。オンライン申請の場合は、それぞれの申請フォームに同じ書類の電子データを添付してください。紙申請の場合は、1通の封筒に2名分の申請書と共通の証明書類1部を同封して提出してください。
29	保護者が別居している場合、課税証明書は1名分だけ提出すればよいですか。	原則として、父母（保護者）2名分すべての証明書類が必要です。本支援金は、同一生計の保護者全員の所得合算額で判定を行います。単身赴任などの理由で別居している場合であっても、離婚や死別等で生計を異にしていることが公的に確認できない限り、父母両方の課税額を確認させていただきます。